

「ストップコロナ！対策認定制度」等の 廃止に関する対応について

新型コロナウイルス感染症について、国の方針により、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられました（令和5年4月27日政府対策本部決定）。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止され、飲食店の第三者認証制度は終了となりました。

本制度（ストップコロナ！対策認定制度）等の対応は下記のとおりです。

1. 制度廃止

本制度は、認定の有効期間に関わらず、令和5年5月8日から廃止といたしました。本制度の廃止に伴い、ワクチン・検査パッケージ制度（飲食店等）も同様に廃止となりました。

2. 廃止後の感染防止対策

これまで各業界団体が作成した感染症対策ガイドライン等に基づき、感染防止対策を実施していただきました。制度廃止後の感染防止対策については、各事業者の自主的な取組となりますので実施を御検討ください。

なお、以下の内閣官房ホームページにおいて、位置づけ変更後の事業者の自主的な取り組みへの支援として、感染対策を含めた各種情報を掲載していますので、必要に際してご参照ください。

<内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ>

URL：<https://corona.go.jp/guideline/>



3. 認定資材について

制度廃止後に認定証・ステッカー・ポスター・のぼり旗の県への返却は不要ですが、掲出することはお控えください。

4. MAPサイト

店舗名や住所等を掲載している「ストップコロナ！対策認定店MAPサイト」（<https://gunma-covid19.jp/>）は令和5年5月8日より終了いたしました。